



外国人雇用 ガイドブック



From Around the world

To Kagawa

CONTENTS

- section 01** 外国人を採用するために
目的・活用方法・人物要件を明確にする
 - 02 採用する外国人の人物像をつくる流れ
県内企業の採用事例
- section 02** 就労可能な在留資格と業務を確認する
 - 03 就労が認められる在留資格
企業が外国人を雇う場合の主な在留資格
- section 03** 主な在留資格 **1** 技能実習制度
 - 04 技能実習制度とは
技能実習生受入れの方式
募集・採用方法
 - 05 技能実習の流れ
技能実習の職種・作業の範囲
技能実習生受入れに必要な主な準備・手続き事項〈採用前、採用後〉
- section 04** 主な在留資格 **2** 特定技能
 - 06 特定技能とは
在留資格
特定技能人材の受入ルート
雇用開始までの流れ
 - 07 「特定技能」で就労できる分野・職種
 - 08 主な準備・手続き事項〈採用前、採用後〉
 - 09 受入れ機関(企業等)の支援義務内容
- section 05** 主な在留資格 **3** 専門的分野・技術的分野
 - 10 専門的分野・技術的分野とは
「技術・人文知識・国際業務」で就労できる職種
- section 06** 主な在留資格 **4** その他(身分に基づく資格／留学生の就労等)
 - 11 身分に基づく在留資格とは
資格外活動による就労
- section 07** 外国人の募集・採用
 - 12 主な採用メディアと特徴
外国人向け求人作成のポイント
 - 13 書類選考のポイント
在留カード確認のポイント
 - 14 面接時のポイント
- section 08** 採用後の必要な手続き
 - 15 入社前の主な準備・手続き事項
 - 16 入社後の主な準備・手続き事項
不法就労者を雇用した場合
- section 09** 17 よくあるQ&A
- section 10** 18 外国人雇用で困ったときは？

外国人を採用するために

目的・活用方法・人物要件を明確にする

採用する外国人の人物像をつくる流れ

外国人といっても様々な人材がおり、採用する人物イメージや入社後のビジョンを考えずに採用活動をスタートすることはお勧めできません。しっかりと社内で外国人を採用する目的、活用方法、採用する人材の要件などを整理すると、適切な募集方法や採用基準が自ずと明確になり、採用が成功する可能性が高まります。まずは以下の3つのステップを参考に、社内で検討することをお勧めします。

STEP
1

目的を 明確にする

最初に取り組むべきことは、外国人をなぜ雇うのかという目的を社内で明確にすることです。一般的に人手不足が外国人雇用の背景として語られがちですが、訪日外国人増加に伴うインバウンド対応、海外進出を視野に入れた事業企画要員、ダイバーシティの推進、国籍を超えた優秀な人材の確保など目的が違えば、活用方法・人材要件も変わります。

STEP
2

活用方法を 検討する

外国人を採用する目的が定まった後、自社での活用方法を検討します。入社した外国人にどのような役割を期待し、どのような能力を発揮して欲しいのかを明確にします。また、活躍を推進するために就業環境の整備、周囲でサポートできることなど受入体制の整備についても検討します。

STEP
3

人材要件の 設定

目的・活用方法を基に、採用したい人物像をできる限り明確にするため、要件を設定します。仕事のスキル／仕事の経験値／日本語能力／日本での生活経験／本人のキャリアパス／仕事に対する姿勢／性格／学歴／専門性など、全ての条件を満たす人はいない可能性もあります。優先順位をつけ、できるだけ近い人を採用することをお勧めします。

県内企業の採用事例

株式会社サンテック

〈業 種〉プラント設備機器製造

〈従業員数〉56名(うち外国人13名)

〈採用の目的・経緯〉

- 経営者自らが、日本のモノづくり技術・精神を通して国際社会に貢献するという想いを持ちながら事業展開をする中で、ビジネスフェア等で出会ったアフリカ出身者を採用。
- JICAのアフリカの若者を対象とした産業人材育成プログラムを通じインターン生を受入れ。
- 日本から海外への技術伝承を目的とし、ミャンマーから技能実習生を受入れ。
- 留学生採用セミナーを活用し、県内大学の卒業生(中国出身)を採用。

〈入社後の取り組み〉

- JICAの民間連携プロジェクトを活用し、アフリカ出身社員と共にアフリカ市場を開拓。
- ミャンマー人技能実習生とベテランの職人が二人一組で業務を行い指導。スマートグラスを活用し、遠隔で技術指導できる体制を構築予定。
- ミャンマー人を管理部に配置。現地法人のバックオフィス業務にも対応できるように育成している。

〈成 果〉

- JICAの民間連携プロジェクトに採択され、モロッコにてオリブオイル搾油後の搾り粕を処理する油温減圧乾燥機を納品。その他のアフリカ市場を開拓する基盤ができた。
- ミャンマーに現地法人設立。技能実習生の帰国後の活躍の場となる工場がティラワ経済特区に完成(2019年8月)し、アジアのHUB工場として生産機能の強化を実現。
- 中国に現地法人を設立。生産と営業体制を構築。



大川自動車株式会社

〈業 種〉旅客輸送・観光業

〈従業員数〉130名(うち外国人1名)

〈採用の目的・経緯〉

- インバウンド事業の強化を検討している時期に香川大学大学院にて同社社員と留学生が出会ったことがきっかけとなり、在学中に通訳・翻訳業務にてアルバイト雇用。
- アルバイト中の仕事振りが周囲から高い信頼を得ていたため、卒業後、同社からのオファーにより正社員として採用。

〈入社後の取り組み〉

- 営業部の国際営業を中心に担当し、外国人観光客向けのオリジナルツアーの企画・運営をすると共に、日本から中国企業視察のアレンジや同行をしている。
- また中国の代理店からの問合せ対応なども全て対応している。
- 日本語でのコミュニケーションもスムーズ且つ、大学院で地域マネジメントを学んでいたため、香川県の理解も十分で、受入れにあたり特別な配慮は必要なかった。

〈成 果〉

- 2011年には春秋航空との代理店契約を締結。
- 高まるインバウンド需要、特に台湾・中国と訪日客の多くを占める中国語圏の取り込みに成功。
- 在日華僑華人ネットワークにより、四国内の観光事業の幅が広がった。
- 社内でグローバルマーケットに対する意識が強まった。



就労可能な在留資格と 業務を確認する

外国人は、出入国管理及び難民認定法により、日本で行うことのできる活動または在留できる身分・地位が定められており、この分類を“在留資格”といいます。

企業は誰でも採用でき、どんな仕事内容でも任せていいというわけではなく、業務内容と採用したい人物を照らし合わせ、就労可能な在留資格に該当するか確認が必要です。

就 労 が
認 め ら れ る
在 留 資 格

- 外交 ● 公用 ● 教授 ● 芸術 ● 宗教 ● 報道 ● 高度専門職(1号イ・ロ・ハ、2号)
- 経営・管理 ● 法律・会計業務 ● 医療 ● 研究 ● 教育 ● 技術・人文知識・国際業務
- 企業内転勤 ● 介護 ● 興行 ● 技能 ● 技能実習(1号イ・ロ、2号イ・ロ、3号イ・ロ)
- 特定技能(1号、2号) ● 特定活動※

※[特定活動]…法務大臣が活動を指定する在留資格で、EPA看護師候補者、EPA介護福祉士候補者、本邦大学卒業者(日本語能力試験N1等取得者が幅広い業務に従事できる)等の指定があります。

企業が外国人を雇う場合の主な在留資格

	技能実習生	特定技能	技術・人文知識・国際業務	身分・地位に基づく 在留資格
対象	一般の方 (中学卒以上)	[特定技能1号] 特定技能試験および 産業分野別に 定められた水準の 日本語試験合格者 または技能実習生 2号修了者 [特定技能2号] 熟練した技能を 有する者	外国の大学卒以上 もしくは 日本の専門学校卒以上 または、当該実務経験※を 有する者 ※技術・人文知識は実務経験 10年以上、国際業務は 実務経験3年以上	永住者、 日本人の配偶者、 永住者の配偶者等、 定住者
雇用期間の上限	1～5年	[特定技能1号] 5年 [特定技能2号] なし	なし ※更新制	なし
職務内容の 範囲・条件	農業、漁業、建設、 食品製造、繊維・衣服、 機械・金属、その他 ※技能実習計画に基づいた 業務に限る	介護、ビルクリーニング、 素形材産業、 産業機械製造業、 電気・電子機器関連産業、 建設、造船・船用工業、 自動車整備、航空、 宿泊、農業、漁業、 飲食物品製造業、外食業	学校および仕事を 通じて身に着けた 専門性と職務が 合致する必要がある	制限なし
該当例	惣菜製造、とび、 刺し網漁業、機械加工、 ビルクリーニングなど	電気機器の組立て、 飲食業での調理、 接客など	機械設計、電気設計、 通訳、IT技術者、 マーケティングなど	業種・雇用形態 問わず多種多様
自動車運転免許証の 取得	可	[特定技能1号] 可 [特定技能2号] 可	可	可
家族帯同の可否	不可	[特定技能1号] 不可 [特定技能2号] 可	可	[永住者] 可 [定住者] 可
日本国内での 転職可否	不可	可	可	可

各在留資格の詳細については、次頁以降をご確認ください。

主な在留資格

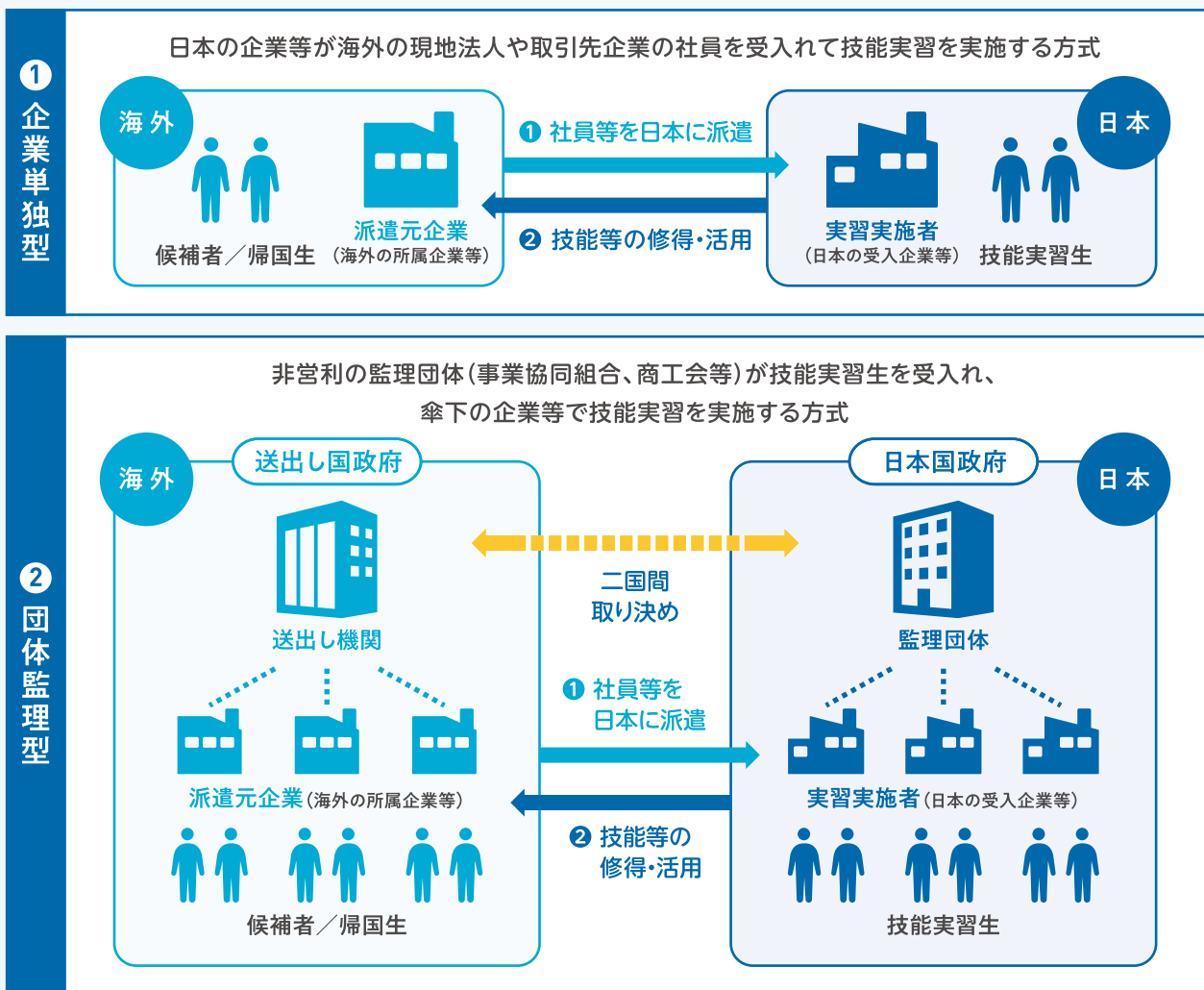
1 技能実習制度

技能実習制度とは

技能実習制度は、日本で培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として、創設された制度です。

技能実習生受入れの方式

技能実習生の受入れには、企業単独型と団体監理型の2つの方式があります。

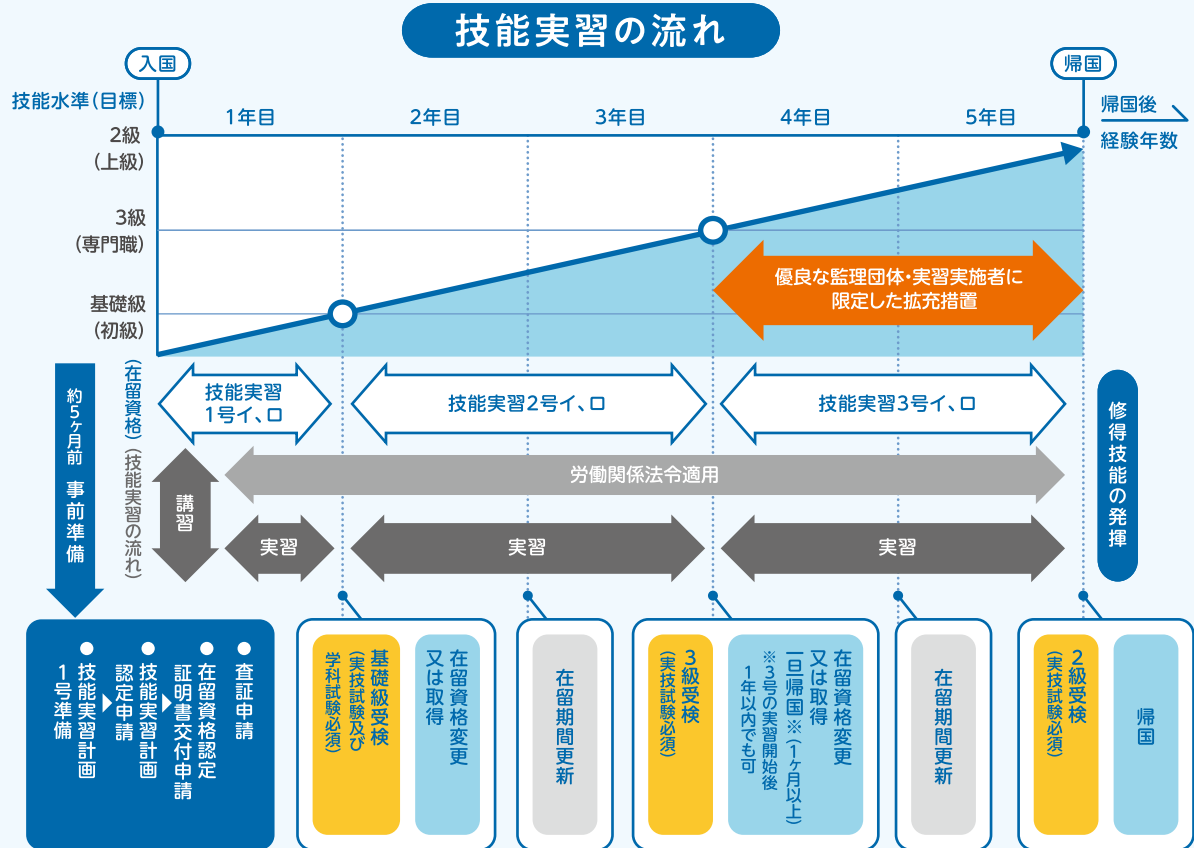


出典: (公財)国際研修協力機構 (JITCO) 資料より作成

募集・採用方法

企業単独型の場合、関連企業から募集・採用をします。団体監理型の場合、監理団体に技能実習生受入れの申込をし、監理団体と契約している送出し機関が募集と選考をします。





出典：(公財)国際研修協力機構(JITCO)資料より作成

技能実習の職種・作業の範囲

日本が有する技能等の外国への移転が目的のため、実習生の出身国では、修得が難しい技能等であって、同じ作業の繰り返しによって修得できないものが対象です。また、技能実習1号から技能実習2号、3号に移行できる職種が決まっています。なお、2号に移行できる技能実習の職種・作業の範囲は、農業関係(2職種6作業)、漁業関係(2職種9作業)、建設関係(22職種33作業)、食品製造関係(11職種16作業)、繊維・衣服関係(13職種22作業)、機械・金属関係(15職種29作業)、その他(15職種27作業)、主務大臣が告示で定める職種・作業(1職種3作業)に分類されています(令和元年11月8日時点)。最新の対象職種・作業については、外国人技能実習機構のホームページから確認できます。〈外国人技能実習機構〉<https://www.otit.go.jp/>

技能実習生受入れに必要な主な準備・手続き事項

採用前	監理団体の選定 (団体監理型の場合)	技能実習の申込みをする監理団体を選定し、募集・選考を開始します。尚、外国人技能実習機構のホームページに監理団体一覧が公表されています。そこから地域、業種、国籍など条件を絞って契約する監理団体を探すことができます。
	技能実習計画の作成・認定	技能実習計画を作成し、その技能実習計画が外国人技能実習機構に適当である旨の認定を受ける必要があります。
	技能実習指導体制	技能実習生に技能等を修得させるために技能実習責任者を配置するとともに、技能実習指導員及び生活指導員を配置しなければなりません。
	適切な宿泊施設の確保	技能実習生のために適切な宿泊施設を確保する必要があります。
採用後	実習実施の届出	技能実習を開始したときは、遅滞なく、開始した日その他主務省令で定める事項を外国人技能実習機構に届け出なければなりません。
	養成講習の受講	技能実習を行わせる事業所ごとに選任する『技能実習責任者』については、3年ごとに、養成講習を受講しなければならないと定められています。
	技能実習困難時の届出	団体監理型実習実施者は、技能実習を行うのが困難となったときは、遅滞なく、監理団体に通知しなければなりません。
	帳簿の備付け	技能実習に関する帳簿書類を作成し、事業所に備えて置かなければなりません。
	実施状況報告	技能実習の実施状況報告書を作成し、外国人技能実習機構に報告しなければなりません。

主な在留資格

2 特定技能

特定技能とは

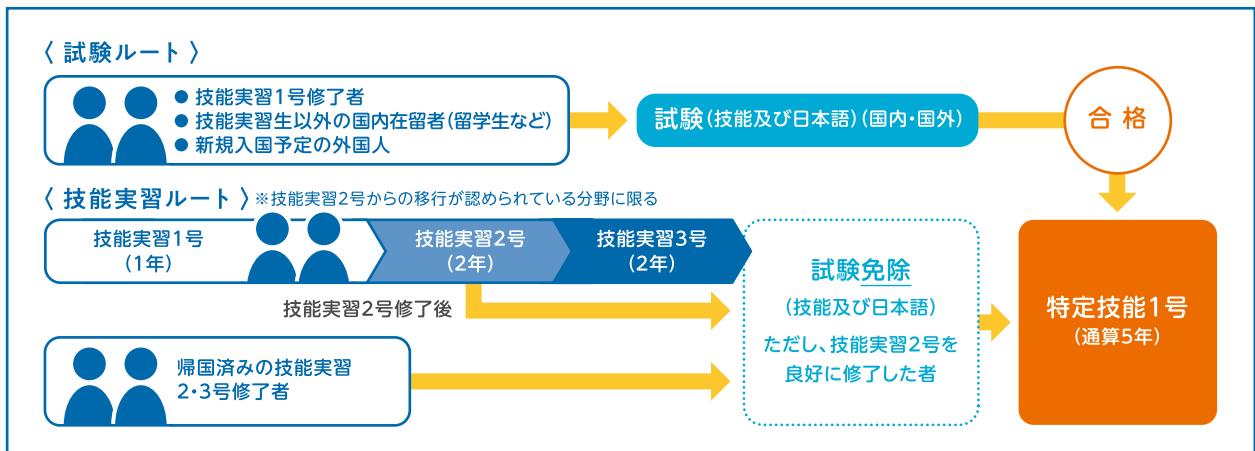
深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保の取組を行ってもなお人材確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受入れていくものです。

在留資格

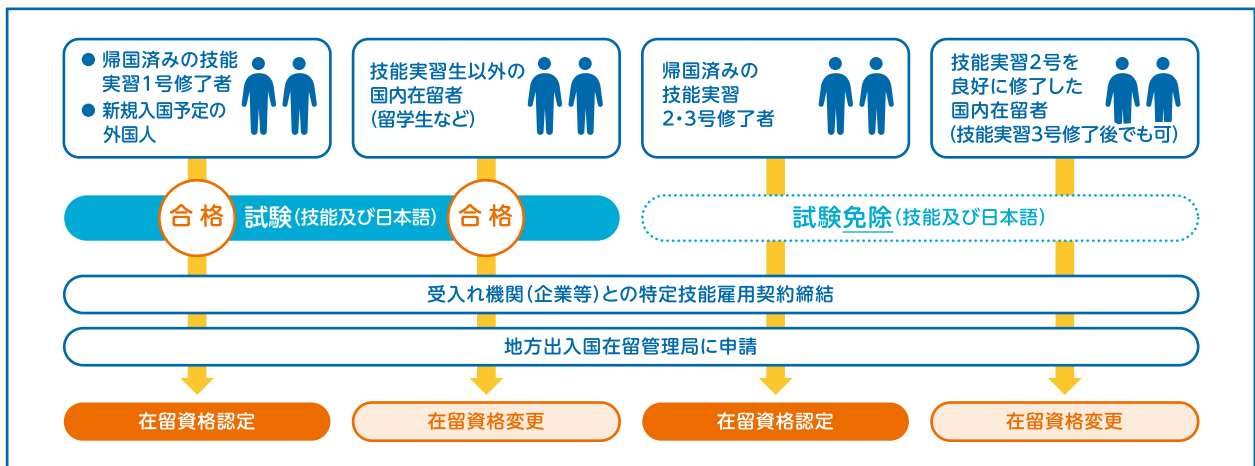
特定技能1号、2号の2種類の在留資格があります。主な違いは右記の通りです。

	特定技能1号のポイント	特定技能2号のポイント
在留期間	1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで	3年、1年又は6か月ごとの更新
技能水準	試験等で確認(技能実習2号を良好に修了した外国人は試験等免除)	試験等で確認
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認(技能実習2号を良好に修了した外国人は試験等免除)	試験等での確認は不要
受入れ機関又は登録支援機関による支援	対象	対象外

特定技能人材の受入ルート



雇用開始までの流れ



「特定技能」で就労できる分野・職種

所管省庁	分野	従事する業務	雇用形態
厚生労働省	介護	● 身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等)※訪問系サービスは対象外	直接
	ビルクリーニング	● 建築物内部の清掃	直接
経済産業省	素形材産業	● 鋳造 ● 鍛造 ● ダイカスト ● 機械加工 ● 金属プレス加工 ● 工場板金 ● めっき ● アルミニウム陽極酸化処理 ● 仕上げ ● 機械検査 ● 機械保全 ● 塗装 ● 溶接	直接
	産業機械製造業	● 鋳造 ● 鍛造 ● ダイカスト ● 機械加工 ● 塗装 ● 鉄工 ● 工場板金 ● めっき ● 仕上げ ● 機械検査 ● 機械保全 ● 工業包装 ● 電子機器組立て ● 電気機器組立て ● プリント配線板製造 ● プラスチック成形 ● 金属プレス加工 ● 溶接	直接
	電気・電子情報 関連産業	● 機械加工 ● 金属プレス加工 ● 工場板金 ● めっき ● 仕上げ ● 機械保全 ● 電子機器組立て ● 電気機器組立て ● プリント配線板製造 ● プラスチック成形 ● 塗装 ● 溶接 ● 工業包装	直接
国土交通省	建設	● 型枠施工 ● 左官 ● コンクリート圧送 ● トンネル推進工 ● 建設機械施工 ● 土工 ● 屋根ふき ● 電気通信 ● 鉄筋施工 ● 鉄筋継手 ● 内装仕上げ/表装	直接
	造船・船用工業	● 溶接 ● 塗装 ● 鉄工 ● 仕上げ ● 機械加工 ● 電気機器組立て	直接
	自動車整備	● 自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備	直接
	航空	● 空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ● 航空機整備(機体、装備品等の整備業務等)	直接
	宿泊	● フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供	直接
農林水産省	農業	● 耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ● 畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)	直接 派遣
	漁業	● 漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、 水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ● 養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・ 収獲(穫)・処理、安全衛生の確保等)	直接 派遣
	飲食料品製造業	● 飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生)	直接
	外食業	● 外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)	直接

※建設、造船・船用工業のみ特定技能2号の受入れが可能です。分野別の運用要領等の詳細は各所管省庁のホームページから確認ができます。

主な準備・手続き事項

特定技能で外国人を雇う受入れ機関(企業等)は、一般的な手続き以外に、地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局に以下の届出をする義務があります。

採用前

特定技能雇用契約に係る届出書

新たに特定技能外国人と雇用契約を締結する場合、定められた事項を記載した雇用契約書の写しと特定技能雇用契約に係る届出書の提出が必要です。

また業務内容や報酬額などを変更したとき、もしくは終了したときも同様に届出が必要です。

特定技能外国人支援計画書

受入れ機関(企業等)は、1号特定技能外国人に対して、その活動を安定的かつ円滑に行うことができるように職業生活上、日常生活上また社会生活上の支援に関する計画を作成し、その計画に基づき支援を行う必要があります。※支援内容の詳細は次頁に記載しています。

新たに雇入れようとする特定技能外国人の在留諸申請にあたり支援計画を作成し、その他の申請書類と併せて提出する必要があります。また支援計画を変更したときも届出が必要です。

支援委託契約に係る届出書

受入れ機関(企業等)は義務付けられている支援を登録支援機関※に委託することもできます。

新たに支援委託契約を締結したとき、変更したとき、もしくは終了したときに届出が必要です。

※登録支援機関とは、受入れ機関(企業等)から委託を受け、1号特定技能外国人支援計画の全ての業務を実施する者のことです。出入国在留管理庁長官の登録を受けることで、「登録支援機関」となることができます。なお、法務省のホームページに登録支援機関登録簿が掲載されています。

採用後

受入れ困難に係る届出書

受入れ機関(企業等)の経営上の都合や特定技能外国人の疾病等による受入れが困難になった場合は届出が必要です。

出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為に係る届出書

特定技能外国人への暴行・脅迫、パスポート又は在留カードの取上げ、労働関係法令などがあった場合は届出が必要です。

受入れ状況に係る届出書

受入れている特定技能外国人の人数・活動内容・活動場所などの事項について、四半期ごとの届出が必要です。

支援実施状況に係る届出書

1号特定技能外国人に対する支援の実施状況について、四半期ごとの届出が必要です。

活動状況に係る届出書

特定技能外国人および同一の業務に従事する日本人に対する報酬の支払い状況・報酬総額等について四半期ごとの届出が必要です。賃金台帳の写しや預金口座等への振込み又は現実に支払った額を証明する書類の添付も必要です。



受入れ機関（企業等）の支援義務内容

1 事前ガイダンス

- 雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



2 出入国する際の送迎

- 入国時に空港等と事務所又は住居への送迎
- 帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行

3 住居確保・生活に必要な契約支援

- 連帯保証人になる・社宅を提供する等
- 銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助

4 生活オリエンテーション

- 円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明

5 公的手続等への同行

- 必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



6 日本語学習の機会の提供

- 日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



7 相談・苦情への対応

- 職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等

8 日本人との交流促進

- 自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



9 転職支援（人員整理等の場合）

- 受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供

10 定期的な面談・行政機関への通報

- 支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報

主な在留資格

3 専門的分野・技術的分野

専門的分野・技術的分野とは

高度な専門的職業、大卒等の学歴や、一定水準以上の専門的知識・能力を要する事務職・技術者、外国人特有または特殊な能力等を活かした職業は、就労を目的とした在留資格が交付されます。主な在留資格と職種例は下記表のとおりです。

専門的・技術的分野に該当する主な在留資格

□ …大卒等の事務職、技術者
 □ …外国人特有又は特殊な能力等を活かした職業
 □ …高度かつ専門的な職業

在留資格		具体例	在留資格		具体例
技術・人文知識・国際業務	技術	<ul style="list-style-type: none"> ● 機械工学等の技術者 ● システムエンジニア等のエンジニア 	教授	● 大学教授	
	人文知識	● 企画、営業、経理などの事務職	経営・管理	● 企業等の経営者・管理者	
	国際業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 英会話学校などの語学教師 ● 通訳・翻訳 ● デザイナー 	法律・会計業務	● 弁護士 ● 公認会計士	
企業内転勤		● 外国の事務所からの転勤者で上記3つの在留資格に同じ	医療	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師 ● 歯科医師 ● 看護師 ● 薬剤師 ● 診療放射線技師 	
技能		<ul style="list-style-type: none"> ● 外国料理人 ● 外国建築家 ● 宝石加工 ● パイロット ● スポーツ指導者 	研究	● 政府関係機関や企業等の研究者	
			教育	● 高等学校、中学校等の語学教師	
			介護	● 介護福祉士	

「技術・人文知識・国際業務」で就労できる職種

専門的分野・技術的分野で就労している外国人の中でも、特に「技術・人文知識・国際業務」で就労する方が多くいます。各分野に該当する主な職種は下記の通りです。



理学・工学・その他自然科学に属する技術を要する業務が該当

技術

対象 ● 機械・電気・電子・ソフトウェア・化学・建築などの技術者



法律学・経済学・社会学・その他人文科学に属する知識が必要な業務が該当

人文知識

対象 ● 企画 ● 営業 ● 経理 ● 法務 など



外国文化に基づく思考・感受性が必要な業務が該当

国際業務

対象 ● 通訳 ● 翻訳 ● デザイナー ● ホテルのフロント など (主に外国人を接客する場合)

その他ポイント

- 大学や専門学校で学んだ内容もしくは実務経験の専門性と実際に従事する仕事内容に関連がある必要があります。なお、大学(日本・外国を問わない)を卒業した者については、大学の教育機関としての性格を踏まえ専攻科目と従事しようとする業務の関連性は比較的緩やかに判断されます。
- 専門的な知識・技術が必要な業務が対象であるため、単純作業は認められません。
- 同じ業務を担当する日本人と同等以上の賃金を支払う必要があります。

……… より詳細なガイドラインや事例は法務省のホームページから確認できます。 ……

URL http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00006.html

主な在留資格

4 その他（身分に基づく資格／留学生の就労等）

身分に基づく在留資格とは

「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」の4種類があり、就労に制限がなく日本人と同様にどのような仕事でも就労できます。

	永住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	定住者
対 象	<ul style="list-style-type: none"> ● 素行が善良であること ● 独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること ● 原則として、引続き10年以上、日本に在留しており、その期間のうち就労資格（技能実習、特定技能1号除く）又は居住資格をもって引続き5年以上在留していること ※日本人、永住者及び特別永住者の配偶者、定住者、難民の認定を受けた者、外交・社会・経済・文化等の分野において我が国への貢献が認められる者の場合など、特別措置もあり。 ● 罰金刑、懲役刑などを受けておらず、公的義務を適正に履行していること ● 公衆衛生上の観点から有害となるおそれがないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本人の夫又は妻 ● 日本人の子 	<ul style="list-style-type: none"> ● 永住者の夫又は妻 ● 永住者の子 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日系3世 ● 日系2世の夫又は妻 ● 日系3世の夫又は妻 ● 定住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等のいずれかの在留資格を持つ方の扶養を受けて生活する、未成年で未婚の実子 ● 日本人、永住者、定住者のいずれかの方の扶養を受けて生活する、6歳未満の養子である場合
在留期間の上限	期限なし	更新制	更新制	更新制
活動の制限	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし

資格外活動による就労

留学生の資格外活動

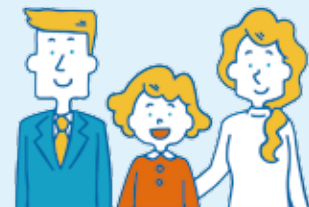


留学を目的として来日している留学生は、学業に差し障りのない範囲であれば、資格外活動の許可を取ったうえで、アルバイトなどで就労することができます。留学生の場合、1週間で28時間以内まで就労が可能です。

なお、学校の夏休みなど長期休暇期間中は、1日8時間、週40時間まで就労が可能です。

※複数の勤務先を掛け持ちしている場合、1社あたりではなく一人が働く合計時間が上記時間内に収まる必要があります。

家族滞在の資格外活動



家族滞在とは、家族帯同が認められる外国人が扶養している配偶者と子供に与えられる在留資格です。

資格外活動の許可を取ったうえで、1週間で28時間以内までアルバイトなどで就労することができます。

外国人の募集・採用

外国人を募集する際は、日本人と全く同じやり方ではなく、より効果を発揮するポイントがあります。どの採用メディアを利用するか、情報をどのように掲載するか、自社に最適な方法をとる必要があります。

主な採用メディアと特徴

採用メディア	メリット	デメリット
自社HP	無料で掲載できる 自社に興味を持っている人から応募がある	自社に興味がある人にしか アプローチできない
SNS	リアルタイムで求人掲載できる 応募者と双方向でコミュニケーションがとれる 登録者の属性からターゲティングができる	応募者のレベルにばらつきが出る 日本語だけでは、 アプローチできる範囲が限られる
ハローワーク 外国人雇用サービスセンター	無料で掲載できる 多数の方に公開される	インターネットでは 全ての情報を閲覧できない 掲載できる項目が決まっている
大学、専門学校、日本語学校	無料で掲載できる 応募者の属性を事前に把握できる	公開範囲が限定される
外国語の雑誌	国や言語を絞り込んで掲載できる	応募者のレベルにばらつきが出る 日本語レベルが低い人からの応募もある
求人情報サイト	迅速に求人掲載ができる 求人内容を柔軟に掲載できる	費用がかかる 効果の高いサイトを探す手間がかかる
人材紹介会社	一定レベル以上の候補者から選択が可能 求人内容を柔軟に変更できる	費用がかかる 実力のある会社を探す手間がかかる

※留学生の採用については、県や大学・専門学校等が留学生を対象とした合同企業説明会を開催しています。一度に複数の留学生と実際に会えるため積極的な活用をお勧めします。

外国人向け 求人作成の ポイント



1 外国人が理解しやすいよう、求人に難しい日本語を多用しない

日常あまり使わない日本語は、外国人にとっては理解するのが難しいものです。難しい日本語を多用すると求人情報自体をしっかりと読んでくれない可能性もあります。また、特定の国あるいは言語スキルを持った方を採用したい場合は、その言語で掲載すると応募が増える可能性が高まります。

2 仕事内容／雇用条件／求めるスキル・経験は明確に示す

日本人も同様ですが、どのような仕事か、自分にできるのか、待遇はどうなっているかがわからないと応募に踏み切れません。よく使われる“適性に応じて任せる仕事を決めます”“賞与は業績による”、“給与は応相談”よりも、具体的な実績数字や業務内容が書かれている方が応募される可能性が高まります。

3 外国人の採用実績を記載する

同じ会社に外国人の採用実績があるか、自分と同じ出身地の人がいるかということに関心を持っている外国人の方は多いものです。採用実績があれば求人票に記載し、ない場合でも採用する背景を書くことをお勧めします。

4 在留資格や住宅サポートなど外国人の立場を意識する

外国人にとって、在留資格=日本に滞在できる許可なので非常に重要視しています。応募する求人と自分の経歴・専門性で在留資格がおりるか。またその手続きのサポートを会社がしてくれるかということに関心を持っている場合が多いです。また住居探しなど、日本人だと簡単にできることでも、外国人にとっては難しいこともあります。会社のサポートが求人に書かれていると安心して応募できます。

外国人の方から応募があった場合、自社に合う方か判断するために、書類、面接などで選考をします。各選考のポイントを以下に説明します。

書類選考のポイント

1 専門分野・学位を正確に把握する

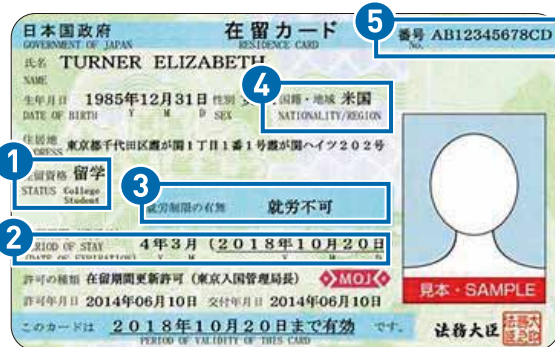
外国人が日本で働くためには原則として就労可能な在留資格をとる必要があります。特に専門的分野・技術的分野での採用をする場合、学位や実務経験が許可要件に含まれています。日本の学校を卒業していれば、その判断は難しくありませんが、母国の最終学歴や実務経験を根拠に在留許可申請をする場合はきちんと確認する必要があります。日本の大学は通常4年制ですが、例えば中国では3年生(専科)、4年制(本科)があります。履歴書だけで判断できないケースでは、卒業証書、学位証明書などを別途提出してもらうようにしましょう。

2 在留資格と在留期限を確認する

日本に住んでいる外国人の場合、現在の在留資格は何か、その有効期限(満了日)はいつかを確認します。履歴書などに記載を求め、在留資格の種類と、有効期限が過ぎていないか確認します。「在留資格」「在留期限」は会社にとって不法就労者を雇用しないための最重要項目です。

在留カード確認のポイント

出典: 出入国在留管理庁ホームページ
(<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/whatzairyu.html>)



1	在留資格	在留資格がない方にはカードは交付されません。留学生を卒業後に採用する場合、該当する就労可能な在留資格に変更手続きが必要です。	4	国籍	国籍が記載されています。
2	在留期間	満了日を経過していると不法滞在になります。但し、申請中の方は、満了日から2ヶ月を経過するまで、あるいは審査結果が出るまでは滞在可能です。	5	在留カード番号	出入国在留管理局のHPにて有効性を調べられます。
3	就労制限の有無	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労制限なし 就労内容に制限はありません。 ● 在留資格に基づく就労活動のみ ①の在留資格で定められた活動のみが可能です。 ● 指定書記記載期間での在留資格に基づく就労活動のみ 指定書により就労活動が特定されています。 ● 就労不可 原則就労できません。但し、裏面の資格外活動許可欄が許可となっていれば、記載内容の範囲内で就労できます。 	6	住所地記載欄	住所が変更された場合に、新しい住所が記載されます。なお、新たに入国された方の場合、在留カード(表)の住居地の欄に「未定(届出後裏面に記載)」と表示されます。市区町村窓口に出ることによって、在留カードの裏面に住居地が記載されます。
			7	資格外活動許可	③が就労不可でも、資格外活動が許可されていれば、記載内容の範囲内で就労できます。

面接時のポイント

1 質問や説明は具体的に

「パソコンは使えますか?」と質問すると、多くの外国人は、「はい、できます」と答えます。「できる」の基準は必要によって違います。実際の作成物を見せながら、「この資料を一人で一から作れますか? 時間がどれくらいかかりますか?」と聞いたほうがより具体的にスキルを確認できます。

自社の事業内容や業務内容を説明する際も同じで、言葉で長く説明するよりも実際の製品やオフィス風景、一緒に働く予定の人などを見ていただくほうが理解が深まります。

2 日本語能力とその他のスキル・経験を分けて評価する

日本語が流暢だと、「優秀=業務スキルも高い」と評価しがちですが、日本語は評価項目の一つに過ぎません。

採用目的や業務内容から、必要な経験や知識、仕事に対する姿勢などと分けて評価しましょう。

3 日本語の能力を確認する

総合的な日本語能力は書類だけでは判断できません。日本語能力を示す資格を持っている場合、読解力と筆記力についてはある程度判断ができます。ただし、実際の会話でうまく対応できるかは、面接で見極める必要があります。

また、可能であれば、読解力と筆記力についても、補足的に試験や簡単な書類を読んでもらうなどして確認しておく、より具体的に把握ができます。

4 就職差別にならないよう注意する

宗教や国籍、思想等を理由に採用の可否を判断することは、就職差別にあたります。特に外国人の採用に当たっては、受入環境の準備のため宗教等について聞いておきたいといった事情もあるでしょう。しかし、その意図がなくても、質問の内容や仕方によっては就職差別と判断されてしまうことがあるので、注意しましょう。

5 面接では敬語(丁寧語)で話す

外国人の方が日本語を勉強する場合、丁寧語を基本に勉強しているケースが多いです。いわゆるため口だと伝わりづらくなる傾向にあります。

また、面接官が敬語で丁寧に対応すると、自分のことを尊重されていると感じ、信頼につながる可能性が高まります。



採用後の必要な手続き

入社前の主な準備・手続き事項

採用する外国人の方が決まったら、雇用条件を説明するために、雇用契約書(あるいは雇用条件通知書)を作成します。その後、在留資格の取得手続きが必要です。

雇用契約書作成のポイント

- 1 日本の労働関係法令に則った雇用契約書を作成します。原則として、外国人であっても日本国内の事業所で働く限り、労働契約法・労働基準法・最低賃金法・労働安全衛生法などの労働関係法令、社会保険関係の法律は日本人に対するものと同じように外国人労働者にも平等に適用されます。
- 2 初めて日本で働く外国人には、日本の労働関係法令、労働慣行、社会保険関係の法律も併せて説明する必要があります。日本で働くのが初めての外国人に対しては、丁寧に日本の労働法・労働慣行や、加えて労働条件などを説明し本人に納得してもらった上で、入社承諾をしてもらうことが重要です。後々、発生するかもしれない、労使トラブルを未然に防ぐ大切なポイントです。

在留資格の取得

●日本にいる留学生を新卒で採用する場合

在留資格「留学」から就労可能な在留資格に在留資格変更許可申請を行う必要があります。

●日本にいる外国人を転職前と同職種で中途採用する場合

在留資格が同じなので、基本的に手続きは必要ありません。採用する外国人が次回の在留期間を更新する際に、転職先の事業に関する書類を提出することになっています。

※法務省では、転職先での活動内容が合法かどうか確認するため、就労資格証明書交付申請を行うことを推奨しています。

●日本にいる外国人を転職前と違う職種で中途採用する場合

採用する外国人が担当する業務内容に該当する新しい在留資格に在留資格変更許可申請を行います。

●海外にいる外国人を採用する場合

入国前に雇用主である企業が、企業の所在地を管轄する地方出入国在留管理局等に在留資格認定証明書交付申請を行います。

主な提出書類

一般的な企業

- 在留資格認定証明書交付申請書
- 登記事項全部証明
- 会社概要
- 直近年度の決算書
- 雇用契約書
- 採用予定者の学歴又は職歴等を証明する証明書
- 雇用理由書 など

入社後の主な準備・手続き事項

入社後、必要な手続きは基本的に日本人と変わりませんが、いくつか外国人特有の手続きがあります。

1 住民登録の指導

居住地が決まったら、住所を管轄する市区町村役場にて、外国人本人が住民登録を行います。住民登録をすることによって、在留カードに住所を裏書きしてもらうことができ、在留カードを携帯すればパスポートの常時携帯義務がなくなります。また銀行口座の開設などもできるようになります。

2 外国人雇用状況届出制度

外国人を雇用する事業主は、外国人労働者(特別永住者および在留資格「外交」・「公用」を除く)の雇入れ及び離職の際に、その「氏名」、「在留資格」、「在留期間」等を確認し、厚生労働大臣(ハローワーク)へ届け出ることが義務付けられています。
※外国人労働者が雇用保険の被保険者となる場合は、雇用保険の加入手続きと併せて、届け出できます。

3 在留更新許可申請

入社当初許可された在留期限が満了する前までに、地方出入国在留管理局等に在留更新許可申請を行う必要があります。

4 外国人労働者 雇用労務責任者の選任

常時10名以上の外国人労働者を雇用するときは、雇用管理の改善などを管理させるため、外国人労働者雇用労務責任者を選任する必要があります。

※新たに入国する外国人や引越しを伴う場合は住居手配、銀行口座の開設、携帯電話の契約、水道光熱などのインフラに関する契約など生活面のサポートも必要です。



! 不法就労者を雇用した場合

不法就労とは、以下の3つの項目いずれかに該当する場合のことをいいます。

1

出入国在留管理庁
から許可を受けずに
就労する

2

在留許可を
持たずに、または
在留期間を超えて
滞在して就労する

3

出入国在留管理庁
から認められた
範囲を超えて
就労する

※不法就労者を雇った場合、生業として外国人に不法就労活動をさせたり、斡旋した場合、不法就労助長罪に該当し、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金に処せられます。

よくあるQ&A

Q 日本人より安い賃金で雇用できますか？

A 多くの在留資格の条件に「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を支払うこと」と示されています。

Q 外国人労働者は社会保険に加入させなくてもいいんですか？

A 雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険ともに、日本人と同様加入義務があります。強制適用事業所に該当しない場合など例外はあります。

Q 外国人労働者の税金はどうなりますか？

A 外国人労働者に給与を支払う場合、所得税の源泉徴収および住民税の特別徴収が必要です。課税所得の範囲や方法は、その方の居住者・非居住者区分、在留期間などにより異なります。

Q 現在アルバイトで採用している留学生を卒業後、正社員として採用できますか？

A 留学生は在留資格「留学」で日本に滞在しており、学校で教育を受けることを目的としています。アルバイトは週28時間以内で認められた「資格外活動」とされており、正社員として雇用する場合は在留資格を「留学」から就労可能なものに変更する必要があります。学位がない、あるいは専攻と入社後の業務の専門性に関連がない場合は認められないケースがあります。

Q 不法就労者と知らずに雇用した場合でも、処罰の対象となりますか？

A 在留カードの確認を怠ったなどの過失があれば、処罰の対象となります。

Q 不法就労者、不法滞在者を発見した場合は、どうすればいいですか？

A 最寄りの地方出入国在留管理局に直接情報提供をお願いします。

Q 社員数名の小さな会社でも、外国人の雇用はできますか？

A 経営の安定性・継続性・収益性・外国人を雇用する必要性を証明することにより外国人を雇用し、在留資格を得ることができます。

Q 異動により業務内容を変更することはできますか？

A 現在認定を受けている在留資格と業務内容が合わなくなる場合、速やかに在留資格変更許可申請を行う必要があります。

Q 外国人労働者を解雇できますか？

A 解雇にあたっては日本人と同じ労働関係諸法令が適用されます。

Q 外国人が帰国する際に必要な手続きはありますか？

A 転出届、国民健康保険・国民年金の脱退手続き(加入者のみ)、在留カードの返納、銀行口座の解約、公共料金の精算・解約などが必要です。

外国人雇用で困ったときは？

相談内容	機関名	所在地	電話番号
外国人の雇用や就労に関する総合的な相談	香川県外国人労働人材関係相談窓口	香川県高松市番町四丁目1番10号 香川県庁 東館6階 労働政策課内	087-832-3400
外国人の入国や在留手続きに関する相談	高松出入国在留管理局	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	【在留審査一般】087-822-5851 【退去強制】087-822-5879
	外国人在留総合インフォメーションセンター	—	0570-013904(外国語対応あり)
外国人の募集ができる公的機関	高松公共職業安定所 (ハローワーク高松)	香川県高松市花ノ宮町2-2-3	TEL:087-869-8609 FAX:087-869-8861
	高松新卒応援ハローワーク 留学生コーナー (しごとプラザ高松)	香川県高松市常磐町1-9-1	TEL:087-834-8609 FAX:087-834-8610
	丸亀公共職業安定所 (ハローワーク丸亀)	香川県丸亀市中府町1-6-36	TEL:0877-21-8609 FAX:0877-25-2232
	坂出公共職業安定所 (ハローワーク坂出)	香川県坂出市文京町1-4-38	TEL:0877-46-5545 FAX:0877-46-5867
	観音寺公共職業安定所 (ハローワーク観音寺)	香川県観音寺市坂本町7-8-6	TEL:0875-25-4521 FAX:0875-25-0480
	さぬき公共職業安定所 (ハローワークさぬき)	香川県さぬき市長尾東889-1	TEL:0879-52-2595 FAX:0879-52-4031
	東かがわ出張所 (ハローワーク東かがわ)	香川県東かがわ市三本松591-1 大内地方合同庁舎	TEL:0879-25-3167 FAX:0879-25-3184
	土庄公共職業安定所 (ハローワーク土庄)	香川県小豆郡土庄町甲6195-3	TEL:0879-62-1411 FAX:0879-62-1412
県内で暮らす外国人からの生活相談	かがわ外国人相談支援センター	香川県高松市番町1丁目11-63 アイパル香川2階	087-837-0411
技能実習に関する相談	外国人技能実習機構 ※技能実習生の母国語相談も受け付けています ※対応言語により受付日時が異なります	東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X 3階 【高松事務所】 香川県高松市寿町2-2-10 高松寿町プライムビル7階	【技能実習制度の基本的事項】03-3453-8000 【送出機関に関すること】03-6712-1921 【技能実習計画に関すること】087-802-5850(高松事務所) 【技能実習生からの母国語相談】 ベトナム語:0120-250-168 ミャンマー語:0120-250-302 インドネシア語:0120-250-192 タイ語:0120-250-198 英語:0120-250-147 フィリピン語:0120-250-197 カンボジア語:0120-250-366 中国語:0120-250-169
	国際研修協力機構(JITCO) ※特定技能に関する相談も受け付けています	東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング 【高松駐在事務所】 香川県高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル6階	【技能実習受入に関する相談】03-4306-1160 【技能実習、特定技能等の手続き支援】03-4306-1126 【特定技能の制度説明】03-4306-1138 【送出機関とのマッチング支援】03-4306-1151 【日本語教育支援】03-4306-1168 【技能実習生からの相談】03-4306-1160 【高松駐在事務所】087-826-3748

特定技能に関する分野別の相談 ※制度全般に関する問合せは、高松出入国在留管理局が窓口です

機関名	所在地	電話番号
国土交通省【建設】	香川県高松市サンポート3-33	【四国地方整備局 建設部計画・建設産業課】087-811-8314
国土交通省【造船・船用工業】		【四国運輸局 海事振興部船舶産業課】087-802-6816
国土交通省【宿泊】		【四国運輸局 観光部観光企画課】087-802-6735
農林水産省【農業】	岡山県岡山市北区下石井1-4-1	【中国四国農政局 経営・事業支援部経営支援課】086-224-8842
厚生労働省【介護】	東京都千代田区霞が関1-2-2	【福祉人材確保対策室】03-5253-1111(代表) (内線2125、3146)
厚生労働省【ビルクリーニング】		【生活衛生課】03-5253-1111(代表)(内線2432)
経済産業省【素形材産業】	東京都千代田区霞が関1-3-1	【素形材産業室】03-3501-1063
経済産業省【産業機械製造業】		【産業機械課】03-3501-1691
経済産業省【電気・電子情報関連産業】		【情報産業課】03-3501-6944
国土交通省【自動車整備】	東京都千代田区霞が関2-1-3	【自動車局】03-5253-8111(代表)(内線42426、42414)
国土交通省【航空】		【航空局】03-5253-8111(代表) 空港グランドハンドリング関係(内線49114) 航空機整備関係(内線50137)
農林水産省【漁業】	東京都千代田区霞が関1-2-1	【水産庁 企画課漁業労働班】03-6744-2340
農林水産省【飲食品製造業】		【食料産業局 食品製造課】03-6744-7180
農林水産省【外食業】		【食料産業局 食文化・市場開拓課】03-6744-7177

かがやくけん、かがわけん。

香川県